

手続きマニュアル法改正情報

IV 労働保険徴収法

労働保険徴収法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害救済法施行規則の一部改正に伴い、下記の様式が改正されました。

施行日は平成 25 年 1 月 1 日ですが、経過措置により、施行日以降当分の間は、改正前の様式を使用することができます。

詳細は、平成 24 年 12 月 12 日付け 基発第 1212 第 1 号（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について）別添で確認できます。

記

2 労働保険 保健関係成立届（労働保険 様式第 1 号）

「受付年月日」欄が追加されました。

様式第1号 (第4条、第64条、附則第2条関係) (I) (表面)

提出用

種別 3160

労働保険 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

労働局長 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

下記のとおり (イ)届けます。(31600又は31601のとき)
(ロ)労災保険 (ハ)雇用保険 の加入を申請します。(31602のとき)

※修正項目番号 ※漢字 修正項目番号 ※労働保険番号 都道府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号

① 住所へカナ

② 住所へ漢字

③ 名称・氏名へカナ

④ 名称・氏名へ漢字

⑤ 加入済労働保険番号 (31600又は31602のとき)

⑥ 適用済労働保険番号1

⑦ 適用済労働保険番号2

⑧ 雇用保険被保険者数 (31600又は31602のとき)

⑨ 免除対象高齢労働者数 (31600又は31602のとき)

⑩ 片保険理由コード (31600のとき)

⑪ 常時使用労働者数 (31600又は31602のとき)

⑫ 加入済労働保険番号 (31600又は31602のとき)

⑬ 適用済労働保険番号1

⑭ 適用済労働保険番号2

⑮ 雇用保険の事業所番号 (31600又は31602のとき)

⑯ 特種区分 (31600又は31602のとき)

⑰ 特種コード (31600又は31602のとき)

⑱ 管轄(2) (31600のとき)

⑲ 業種 (31600又は31602のとき)

⑳ 産業分類 (31600又は31602のとき)

㉑ データ指示コード (31600又は31602のとき)

㉒ 再入力区分

※修正項目(英数・カナ)

※修正項目(漢字)

※受付年月日(元号:平成は7)

事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名

① 事業主 住所又は所在地 氏名又は名称 郵便番号

② 事業主 所在地 電話番号

③ 事業の概要

④ 事業の種類

⑤ 加入済の労災保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

⑥ 保険関係成立年月日 (労災) 年月日 (雇用) 年月日

⑦ 雇用保険被保険者数 一般・短期 人 日雇 人

⑧ 賞金総額の支払額 千円

⑨ 委託事務組合 所在地 郵便番号 電話番号 名称 代表者氏名 記名押印又は署名 委託事務内容

⑩ 事業開始年月日 年月日

⑪ 事業終了年月日 年月日

⑫ 建設の事業の積立金額 円

⑬ 立木の伐採の事業の養分又は生産量 立方メートル

⑭ 住所又は所在地 郵便番号 氏名又は名称 電話番号

様式第一号を次のように改める。